



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第12号

(最終号)

2005.12.26発行

# 合併協議会 だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）

TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771

ホームページ [http://www16.ocn.ne.jp/~m\\_gappei/](http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/) E-mail [matsugappei@wine.ocn.ne.jp](mailto:matsugappei@wine.ocn.ne.jp)

## 最後の合併協議会を開催(11月18日)



### 協議会の解散にあたって

松浦地域合併協議会 会長 吉山 康幸

新年1月1日に松浦市、福島町、鷹島町の1市2町が合併し、新「松浦市」が誕生することとなりました。これもひとえに、1市2町の住民の皆様のご理解と合併協議に携わっていただきました関係者の皆様、そして、国県ご当局のご支援ご尽力の賜と心から感謝申し上げます。

顧みますと、地方分権、少子高齢化、国と地方の厳しい財政状況に対応し、合併により自治体の行財政基盤の強化、行政の効率化を図るために、昨年9月に1市2町による松浦地域合併協議会を設置し、事務事業の調整や新しいまちづくりの議論を約1年3カ月にわたり18回の協議会を通して行っていました。

協議会では、それぞれの地域の思いや役割を背負われた責任ある方々にお集まりいただき、心の葛藤や有形無形の重圧の中で、対極的な見地に立った前向きな議論により、困難を伴う協議をまとめていただいたところです。

合併協議の結果として、新市においては、新しい次代に向けて産業を創造し、「個性」「交流」「ぬくもり」のあるまちづくりを基本理念として進めていくこととなります。

伊万里湾を囲む魅力あふれる海や山々の美しい自然、全国的に名の知れた水産物等、1市2町の多様な地域資源や地域力を活かし、地域の活性化が図られることと確信いたしております。

12月31日をもってこの協議会を閉じることになりますが、合併にご尽力いただきました多くの方々に改めて御礼を申し上げますとともに、新松浦市の限りない発展を祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

# 新「松浦市」の概要

- 人口：28,370人（12年国勢調査）
- 面積：130.13平方キロ
- 議会議員の定数：特例適用せず定員20人で設置選挙。設置選挙に限り旧市町村の単位で選挙区を設置（松浦市14人、福島町3人、鷹島町3人）
- 農業委員会委員の定数及び任期：選挙委員は合併後3ヵ月間の在任特例。  
選挙による委員の定数は30人とし、選挙区を設ける。  
（御厨・星鹿8人、志佐・調川12人、福島・鷹島10人）
- 地域審議会：旧市町の区域毎に10年間設置し、市長の諮問に答えたり、意見を述べます。

## 市町村合併に伴う各種手続き等のお知らせ

松浦市民ガイドブックが各世帯に配布されていると思われませんが、地域の皆様方に特に身近な項目について、お知らせいたします。

### ○住居表示など

福島町、鷹島町において、「北松浦郡」が「松浦市」に変わり、町や字の名称は現行どおり。郵便番号、電話番号は変わりません。

### ○住所表示変更証明書について

合併に伴い福島町及び鷹島町の住所表示が変わることから、各種手続き等で住所変更の手続きが必要な方は、「住所表示変更証明書」を交付します。交付の方法は、次のとおりです。

- ・取扱場所：市民生活課、各支所窓口
- ・手数料：無料
- ・発行対象者：住所表示の変更手続きが必要な方の申請により発行します。

### ○市民の窓口

転入転出、戸籍の届出、証明書の交付は従来と同様に受けられます。

戸籍関係、犬の登録手数料は、現行どおり。

住民票、印鑑登録、税務関係証明手数料は松浦市の例により、300円になります。

### ○使用料など

公共施設の使用料、水道料は現行どおり。

### ○地方税

市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は現行どおり。

ただし、法人市町村民税の法人税割の税率は18年度から松浦市の例により、100分の14.7になります。

入湯税の税率は、福島町の例により、150円となります。ただし6歳未満、日帰りの入浴客は課税免除。

### ○国民健康保険料

賦課の算定方式が異なり、不均一課税を適用しながら、段階的に見直します。

## ○各種納付書の取り扱いについて

現在発送済の納付書は、新市でも引き続き使用できますので、お手持ちの納付書にて納付してください。

## ○督促手数料について

新市において督促手数料は100円に統一されます。

区 分	対 象
新「松浦市」	市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、水道料（下水道使用料）、住宅使用料

## ○口座振替について

再度申し込みの必要はありませんが、福島町、鷹島町の方で、農協及び漁協にて口座振替されている方については、申し込みが必要になる場合がありますので、担当課へご連絡ください。

## ○再振替について

合併後、振替月の25日に口座振替を行いますが、振替ができない場合は翌月の9日に再振替を行います。（振替日が休日の場合は翌営業日になります。）

## ○「松浦市口座振替納付済通知書」の廃止について

新市では市税に係る本通知書の発送は廃止します。引き続き本通知書が必要な方は対応いたしますので、税務課管理係までご連絡ください。→TEL 0956-72-1111(内線116)

## ○取り扱い金融機関について

公金等の支払いについては下記の窓口・金融機関をご利用ください。

- ・松浦市役所、各支所 ・親和銀行 ・十八銀行 ・佐賀銀行 ・九州労働金庫
- ・ながさき西海農業協同組合 ・新松浦漁業協同組合 本所、松浦支所、新星鹿支所、青島出張所

## ○市民交通傷害保険及び市町村交通災害共済について

交通事故の補償制度として、現在、松浦市は保険会社と締結して市民交通傷害保険制度を、福島町及び鷹島町は、長崎縣市町村総合事務組合に加入して市町村交通災害共済制度を行っています。合併後は、2つの制度を選択することができます。

区 分	交 通 傷 害 保 険	交 通 災 害 共 済
対象となる事故	国内での車両による事故	国内での車両、交通船、旅客機等による事故
掛 金	年額 360円/人	年額 500円/人
保 険 金	死亡 100万円 障害 5千円～100万円	死亡 100万円 障害 1万円～70万円

※加入の申し込み及び詳しい内容については、市民生活課又は各支所の窓口にお尋ねください。

## 合併後の主なスケジュール

日付	行事
1月1日(日)	・松浦市役所開市式 ・辞令交付 ・選挙管理委員会 ・教育委員会 ・農業委員会 ・固定資産評価審査委員会 ・事務引継
1月2日(月)	・松浦市成人式(福島、鷹島)
1月4日(水)	・松浦市成人式(松浦)
1月7日(土)	・松浦市消防出初式
1月29日(日)予定	・松浦市長・市議会議員選挙告示
2月5日(日)予定	・松浦市長・市議会議員選挙

第十八回合併協議会を十一月十八日(金)に松浦市文化会館で開催し、合併前後の主なスケジュールや、松浦地域合併協議会の廃止についてなど五件を報告しました。

**第十八回協議会の主な内容**  
平成十七年十一月十八日  
松浦市文化会館



東京都町田市の「彦根 正」さんへ賞状の授与とあわせ、賞金の贈呈を行いました。

**新「松浦市」市章の最優秀賞を表彰**

### “まつうら”市民ガイドブック

合併に伴い、本庁舎及び各支所の組織やその業務内容等を掲載した、『まつうら市民ガイドブック』を作成しました。

市内の各種主要施設の住所及び連絡先なども掲載していますので、暮らしの便利帳としてご活用ください。



### 市長職務執行者に吉山康幸松浦市長を選任

新設合併では市長をはじめ、特別職は合併の日の前日をもって失職となり、新しい市長は合併後50日以内に選挙で選ばれることとなります。

それまでの間は、合併関係市町村の長であった者の中から、協議で定めた者がその職務を行なうことになっています。

協議により、松浦市の吉山市長が新市の市長職務執行者に選任されその報告が行われました。

## 松浦地域合併協議会事務局からのお知らせ

平成16年9月15日に設置された『松浦地域合併協議会』は、平成18年1月1日の新“松浦市”の誕生に伴い、その前日をもって解散することになります。

合併に関する協議の状況を情報として管内住民の全世帯にお知らせするために、今日まで月1回発刊を基本としながら“たより”を作成してきました。

誌面等の都合により、細部にわたるすべての協議の内容を伝えることができず、ご迷惑をおかけしたことがあったと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。今回の発刊をもって最終号となりましたが、これまでのご愛読誠にありがとうございました。